

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

- 東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則…(東京消防庁企画調整部企画課)…一
- 都市計画の変更(四件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・市街地整備部企画課)…二
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)…二
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………(産業労働局農林水産部水産課)…三
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…三

### 告示(公)

- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………五
- 都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表……………(総務局行政部振興企画課)…五

## 規則

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則を公布する。

令和二年三月五日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第十一号

東京消防庁消防吏員服制の一部を改正する規則

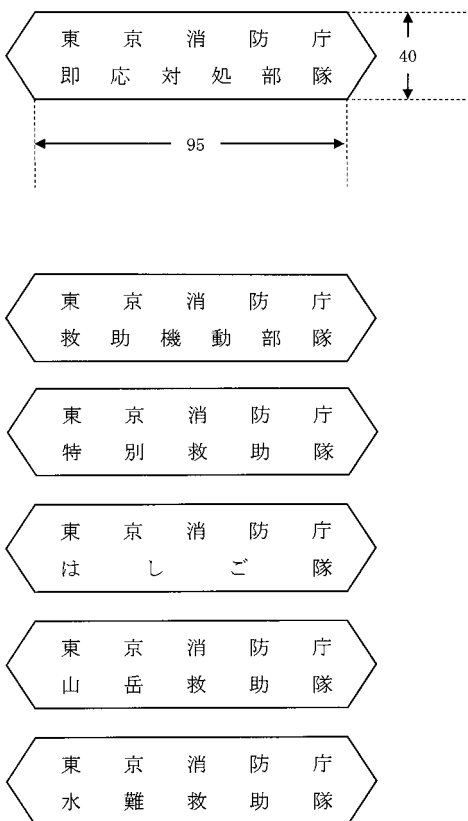
東京消防庁消防吏員服制(平成三年東京都規則第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第五防火帽の部帽体の款地質の項中「又は銀色若しくは金色仕上げ」を「、銀色、金色又は黒色仕上げ」に改め、同部しころの款地質の項中「又はオレンジ色若しくは黒色」を「、オレンジ色、黒色又は濃紺色」に改め、同款製式の項中「黒色又は黄色線」を「黒色線、黄色線又は銀色線」に改め、同表防火衣の部上衣の款地質の項中「しころと同様」を「金色、オレンジ色、黒色又は赤色及び濃紺色の難燃繊維」に改め、同款製式の項中「ふた付きポケット」を「蓋付きポケット」に、「又は黄色」を「、黄色又は白色」に改め、同部ズボンの款地質の項中「上衣」を「しころ」に改める。

別表第六救助服の部上衣の款標識の項中「二行で」の下に「東京消防庁即応対処部隊」を加える。

別図中(31)を次のように改める。

(31) 標識 (胸章)



### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

●東京都告示第二百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層 追加する部分  
住居専用地域 杉並区阿佐谷北一丁目地内

削除する部分

杉並区阿佐谷北一丁目地内  
変更する部分

杉並区阿佐谷北一丁目、江戸川区  
上一色一丁目、上一色二丁目、上一色三丁目、本一色二丁目、本一色三丁目及び興宮町各地内

近隣商業地域 追加する部分

杉並区阿佐谷北一丁目地内

削除する部分

商業地域 追加する部分  
杉並区阿佐谷北一丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部

杉並区阿佐谷北一丁目地内

場所

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)並びに杉並区役所及び江戸川区役所

●東京都告示第二百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

虎ノ門一・二 変更する部分

丁目地区地区計画 港区虎ノ門二丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び港区役所

●東京都告示第二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画流通業務団地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画流通業務団地

南部流通業務 変更する部分  
団地 大田区平和島二丁目、平和島三丁目及び平和島六丁目各地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第二百六十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画土地区画整理事業

江戸川東部篠 削除する部分  
崎付近土地区画整理事業 江戸川区上一色一丁目、上一色二丁目、本一色二丁目、本一色三丁目及び興宮町各地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第二百六十一号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」と

いう。)第二十四条の六の五第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名称 センター

(二) 氏名(法人の場合は代表者氏名) 呉 明奉(松原 明)

(三) 主たる営業所の所在地 調布市多摩川三丁目十九番地四

(四) 登録番号 東京都知事(5)第三〇六一四号

(五) 登録年月日 平成三十一年三月十五日

二 処分年月日 令和二年二月十七日

三 処分の内容 登録の取消し

四 適用条文 法第二十四条の六の五第一項第一号

●東京都告示第二百六十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十八年東京都告示第三百三十九号による保険に付すべき義務は、令和二年三月四日限りで消滅した。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

利島村加入区

御蔵島村加入区

●東京都告示第二百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月五日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年三月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 大島循環

二 変更の区間 大島町野増字下センバ四百三十六番一地从内から同所四百二十二番二十三地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり



告示(公)

●東京都公安委員会告示第92号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月5日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

変更届出があつた認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社池上自動車教習所	代表者の氏名	田中 哲	田中 正巳	令和2年1月24日

公告

都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況の公表について

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）第七条の規定に基づき、平成三十年十月から令和元年九月までの都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供の状況を次のとおり公表する。

令和二年三月五日

東京都知事 小池百合子

都道府県知事保存本人確認情報の利用

事務	利用年月	利用件数
東京都恩給条例(昭和二十三年東京都条例第百一号)による年金である給付の支給に関する事務	平成三十年 十一月	五七
	平成三十年 十二月	五三
雇員の退職年金及び退職一時金等に関する条例(昭和三十年東京都条例第一号)による年金である給付の支給に関する事務	令和元年 九月	四五
	六月	四六
	七月	一
	平成三十年 十一月	一一
	十二月	一一
	平成三十一年 三月	一一
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)による公害防止管理者となることができる者の登録に関する事務	令和元年 九月	一七一
	三月	十二
	平成三十一年 十月	一六二
	平成三十年 十月	一六二

東京都公害防止資金貸付け等に関する規則を廃止する規則(平成十六年東京都規則第百九十号)による廃止前の東京都公害防止資金貸付け等に関する規則(平成元年東京都規則第百二十号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務	平成三十一年 二月	一
東京都介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例(平成二十五年東京都条例第六十八号)による廃止前の東京都介護福祉士等修学資金貸与条例(平成四年東京都条例第四十一号)による貸付けに係る債権の回収に関する事務	令和元年 五月	一二
	七月	三
東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第二百一十一号)による貸付けに関する事務	平成三十年 十月	五
	十一月	三〇
東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)による料金の徴収に関する事務	平成三十一年 九月	一一
	八月	一八
	七月	一四
	六月	一〇九
	五月	二二
令和元年	三月	五
	二月	四
	一月	八四
	平成三十一年 十二月	十八

				二 東京都の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供											
提供を受ける 他の執行機関	提供を受ける 他の執行機関	提供を受ける 他の執行機関	提供を受ける 他の執行機関												
提供を受ける 他の執行機関	提供を受ける 他の執行機関	提供を受ける 他の執行機関	提供を受ける 他の執行機関												
公安委員会	教育委員会	教育委員会	教育委員会												
道路交通法（昭和三十五年法律第五号）による放置違反金の徴収に関する事務	事務	事務	事務												
令和元年 七月 八月 九月	令和元年 七月	令和元年 七月	令和元年 七月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	平成三十一年 十二月	十一月	
二九八	二	二	二	一、八一九	一、七九六	一、六三九	一、八六四	一、九八二	一、六八六	一、七九二	一、六二四	一、六三八	一、六八三	一、八一	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

